

# 国立大学法人長崎大学と株式会社十八銀行との包括連携に関する協定書

(有効期間)

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と株式会社十八銀行（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地方創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に協力・連携し、互いが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力・連携事項)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力・連携する。

- (1) 地域の知の拠点としての地方創生推進に関すること
- (2) 地域経済の活力の創造に関すること
- (3) 地域の人材育成に向けた取組みに関すること
- (4) 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業の技術ニーズとのマッチングのコーディネートに関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

(連携の推進)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる協力・連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が誠意をもって協議の上決定する。

(その他)

第7条 甲及び乙が平成18年2月22日付で締結した「産学連携の協力推進に係る協定」については、本協定締結の日をもって終了するものとする。

平成27年5月29日

(甲) 長崎市文教町1番14号  
国立大学法人長崎大学  
学長



(乙) 長崎市銅座町1番11号  
株式会社十八銀行  
代表執行役頭取

